

## **利用者の意見・要望等の相談解決実施要領**

### **(目的)**

第1条 この要領は、提供するサービスについて利用者からの意見・要領あるいは、苦情（以下「苦情」という。）を解決するため、必要な事項を定めるものとする。

### **(苦情解決体制)**

第2条 苦情の円滑、円満な解決を図るため、次の組織を置く。

- ① 照明保育園の意見・要望等の相談解決責任を置く。
- ② 光耀福祉会の社会福祉事業の意見・要望などの受付担当者（以下「担当者」という。）を置く。
- ③ 苦情を客観的解決するため第三者委員を置く。

### **(担当者の職務)**

第3条 担当者の職務は、次のとおりとする。

- ① 利用者からの苦情の受付
- ② 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- ③ 受け付けた苦情及びその改善状況等の責任者並びに第3者委員へ報告

### **(第三者委員)**

第4条 第三者委員は、苦情を円滑、円満に図ることができる者で、信頼性を有する者から理事会が選考し、理事長が任命する。

- 2 第三者委員は、2名とする。
- 3 第三者委員の職務は、次のとおりとする。
  - ① 担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取
  - ② 苦情内容の報告を受けた旨の相談・苦情申出人（以下「申出人」という。）への通知
  - ③ 利用者からの苦情の直接受付
  - ④ 申出人への助言
  - ⑤ 事業者への助言
  - ⑥ 申出人と責任者の話し合いへの立ち会い、助言
  - ⑦ 責任者からの苦情に係わる事業の改善状況等の報告聴取
  - ⑧ 日常的な状況把握と意見傾聴
  - ⑨ 県社協の福祉サービス運営適正化委員会からの事情調査、あっせん及び必要と認める状況把握に関すること

### **(利用者への周知)**

第5条 責任者は、利用者に対して責任者、担当者及び第三者委員の氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて掲示、パンフレットの配布などにより周知を図るものとする。

(苦情の受付等)

第6条 担当者は、利用者などからの苦情を隨時受け付けるものとする。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。